

平成 27 年 3 月 31 日

いわき信用組合

法人のお客様へ

「いわしんインターネットバンキングサービス」不正利用被害の補償について

平素は、当組合のインターネットバンキングサービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

現在、金融機関の法人インターネットバンキングにおいて、サービスを不正利用し、お客さまの口座から送金を行う事件が発生しています。

当組合では現在まで被害を確認しておりませんが、法人のお客さまにインターネットバンキングサービスを安心してご利用いただくため、不正利用による被害について、1口座あたり年間1,000万円を限度に補償を実施いたします。

万一被害に遭われた場合は、すみやかにお取引の営業店までご連絡ください。

また、お客さまにおかれましても、ご使用のパソコンにセキュリティ対策ソフトを導入する、パソコンの基本ソフトを最新の情報に保つ、当組合が無償で提供するワンタイムパスワードやフィッシング対策ソフトを利用する等の対策をおとりいただくようお願い申し上げます。

## 【被害補償の対象外または補償額が減額される主な場合】

- ・お客様から被害調査のご協力が得られない、または警察に対して被害の事実説明を行っていただけない場合
- ・当組合が推奨するセキュリティ対策又は同等の効果のあるセキュリティ対策を実施されていない場合
- ・インターネットバンキングに使用するパソコンの基本ソフトやウェブブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアが最新の状態に更新されていない場合
- ・パソコンにインストールされている各種ソフトウェアで、メーカーのサポート期限が経過した基本ソフトやウェブブラウザ等を使用し続けている場合
- ・インターネットバンキングに係るパスワードを定期的に変更していなかった場合
- ・不正な払戻しの発生した翌日から30日以内に、当組合へ事故の届出をしていただけなかった場合
- ・お客さまの故意また重大な過失による損害（過失については個別判断します）
- ・天変地異、戦争、内乱等による著しい秩序の混乱に乗じてなされた行為による損害
- ・端末機（パソコン等）および通信媒体が正常な機能を発揮しない状態で行われた使用による損害
- ・正当な理由無く、あるいは安易に他人にIDやパスワード等を回答してしまったことによって生じた損害
- ・お客さまの社内、ご家族、または使用人自らの行為、もしくは加担したIDやパスワード等の盗用によって生じた損害
- ・お客さまが他人に強要されたことによる不正使用の損害
- ・他人へ譲渡、貸与または担保に差し入れられたパソコン等の不正使用によって生じた損害
- ・パソコンが盗難にあった場合において、IDやパスワード等をパソコンに保存していた場合

これらの状況判定については、お客さまの申告、当組合の調査（保険会社による調査を含みます）により、当組合が検討、判定した結果に基づきます。